

中分類 33 — 第一次金屬製造業

この中分類は、鑛石、ピック、金属屑、鐵屑から鐵及び非鐵金屬を製煉及び精鍊する事業所、鐵及び非鐵金屬の合金製造及び仲線、壓延に從事する事業所、鐵及び非鐵の鑄造鍛造及びその他の第一次製品製造に從事する事業所をいう。

小分類番號	細分類番號	説明
331		製鐵製鋼及び壓延業
3311		熔鑛炉を持つ製鋼及び壓延業。 主として熔鑛炉から銑鐵を製造する事業所で、銑鐵、銑屑及び銅屑から銅塊を製造し、更に鐵及び銅を熱間壓延により厚板、薄板、線材、棒鋼、鐵線、鋼管等の一次製品を製造する事業所をいう。 ○製鐵業（熔鑛炉を持つもの）；製鋼業（熔鑛炉を持つもの）；鐵鋼壓延製品製造業（熔鑛炉を持つもの）；特殊銅製造業（熔鑛炉を持つもの）；鋼管製造業（熔鑛炉を持つもの）。
3312		熔鑛炉を持たない製鋼及び壓延業 主として銑鐵、銑屑及び銅屑から銅塊を製造し、鐵及び銅を熱間壓延により厚板薄板、帶鋼、線材、棒鋼、鐵線、鋼管等の第一次製品を製造する事業所をいう。 ○製鐵業（熔鑛炉を持たないもの）；製鋼業（熔鑛炉を持たないもの）；鐵鋼壓延製品製造業（熔鑛炉を持たないもの）；特殊銅製造業（熔鑛炉を持たないもの）；鋼管製造業（熔鑛炉を持たないもの）。
3313		電氣銑鐵製造業 主として電氣炉による銑鐵製造に從事する事業所をいう。 ○製鐵業（電氣炉によるもの）；電氣銑鐵製造業。
3314		合金鐵製造業 主として合金鐵製造に從事する事業所をいう。 ○フェロアロイ製造業；スペーゲル鐵製造業。
3319		他に分類されない製鍊業 主として木炭熔鑛炉、回轉炉のような他に分類されない炉で、銑鐵あるいは原鐵製造に從事する事業所をいう。 ○原鐵製造業；純鐵製造業；電解鐵製造業；海綿鐵製造業；粒鐵製造業。
332		鐵鋼鑄造業
3321		鐵鑄物製造業

中分類33—第一次金屬製造業

- 主として鉄鉱物製造に從事する事業所（風銑管製造を含む）をいう
○鉱物製造業（風銑のもの）；風銑管製造業
- 3322 可鍛鐵鐵物製造業
主として可鍛鐵鐵物製造に從事する事業所をいう。
○鐵物製造業（可鍛鐵鐵のもの）；合金可鍛鐵鐵物製造業
- 3323 鋼製物製造業
主として鋼製物の製造に從事する事業所をいう。
○鎌鋼品製造業
- 333 その他の鐵鋼第一次製品製造業
鐵鋼煅造業
主として落下錐、スチームハンマー及びプレスで鎌鋼品製造に從事する事業所（型
鐵造を含む）をいう。壓延工場で鎌鋼品を製造しているものは小分類331に分類される。
○鎌鋼品製造業；型鐵造業
×鎌鋼品製造業（壓延工場によるもの）。
- 3332 鐵鋼仲線業
主として線材棒鋼を購入して線引に從事する事業所をいい、更に、その線から
第二次製品製造を行う事業所も含む。壓延業の事業所であつて鐵線類を製造して
いるものは小分類331—製鐵、製鋼及び壓延業に分類される。
○鐵線製造業（購入した鐵材によるもの）；針金製造業（購入した鐵材によるもの）；
鐵線切斷業（購入した材料によるもの）；有刺鐵線製造業（仲線の一貫作業
によるもの）；鋼線製造業。
×鐵線製造業（製鐵、製鋼壓延の一貫作業によるもの）。
- 3339 他に分類されない鐵鋼第一次製品製造業
主として磨帶鋼（剃刀用帶鋼を含む）磨鋼板、磨棒鋼、鐵粉、薄片その他の鐵
鋼第一次製品を製造する事業所で他に分類されないものをいう。鋼材の熱處理を
業とする事業所もこの分類に含まれる。
○磨棒鋼製造業；磨鋼板磨帶鋼製造業；磨鋼管製造業；鐵粉製造業；鐵鋼燒入處
理業；冷間加工鐵製品製造業。
- 334 非鐵金屬の第一次製煉及び精鍊業
- 3341 銅の第一次製煉及び精鍊業
主として礦石から銅を製煉し、電解法その他の方法で精鍊する作業に從事する
事業所をいう。この事業所の主な製品はプロツク、スラブ、ピッグ、アノード、
インゴット及びバーである。主として銅の壓延伸線及び合金製造に從事する事業
所は細分類3361に分類される。
○銅製造業（主として礦石から製造するもの）；電氣銅製造業（主として礦石か
ら製造するもの）
×銅壓延、仲線業；銅合金製造業。
- 3342 鉛の第一次製煉及び精鍊業
主として礦石から鉛を製煉し、種々の方法でこれを精鍊する作業に從事する事
業所をいう。主な製品は鉛のプロツク、スラブ、インゴットである。主として鉛の

中分類33—第一次金属製造業

壓延延線及び合金製造に従事している事業所は細分類 3369 に分類される。

○鉛製造業（主として鑛石から製造するもの）；鉛製煉業

×鉛壓延伸線業；鉛合金製造業。

3343 亜鉛の第一次製煉及び精鍊業

主として鑛石から亜鉛を製煉し、種々の方法でこれを精鍊する作業に従事する事業所をいう。その主な製品は亜鉛のプロツク、スラブ、スペルター、ピッグ及びインゴットである。主として亜鉛の壓延伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類 3369 に分類される。

○亜鉛製造業（主として鑛石から製造するもの）；亜鉛製煉業

×亜鉛壓延伸線業；亜鉛合金製造業。

3344 アルミニウムの第一次精鍊業

主としてアルミナあるいは鑛石からアルミニウムを精鍊する作業に従事する事業所をいう。その主な製品はアルミニウムのプロツク、スラブ、ピッグ及びインゴットである。主としてアルミニウムの壓延伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類 3362 に分類される。

○アルミニウム製造業（主としてアルミナ又は鑛石から製造する）；アルミニウム製煉業

×アルミニウム壓延、伸線業；アルミニウム合金製造業。

3349 他に分類されない非鐵金属の第一次製煉及び精鍊業

主として金、銀、白金、イリヂウム、マグネシウム、コバルト、ニッケル、錫及びアンチモニー等、他に分類されない非鐵金属の製煉及び精鍊に従事する事業所をいう。

主としてこれらの非鐵金属の壓延、伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類3369に分類され、山元で行われる金銀地金の生産は大分類D—鑛業に分類される。

○イリジウム第一次製煉、精鍊業；金銀一次製煉、精鍊業；アンチモニー第一次製煉精鍊業；ニッケル第一次製煉、精鍊業；マグネシウム第一次製煉、精鍊業
×貴金属合金製造業；錫合金製造業；ニッケル合金製造業；特殊合金製造業；金銀地金製造業（山元で行われるもの）。

335 非鐵金属及びその合金の第二次製煉及び精鍊業

3351 アルミニウム及びその合金の第二次精鍊及び精鍊業

主としてアルミ屑及びドロスからアルミニウム及びその合金の再生に従事している工場で、更にそれ以上の製造作業に従事していない事業所をいう。

○アルミニウム再生業（アルミ屑、ドロスから地金を製造するもの）；アルミニ

中分類33—第一次金屬製造業

ウム合金再生業（地金を製造するもの）。

3352 鉛の第二次製煉及び精鍊業

主として鉛の屑及びドロスから鉛を再生する作業に從事する事業所をいう。

○鉛再生業（屑、ドロスから鉛地金を製造するもの）。

3359 他に分類されない非鐵金屬及び合金の第二次製煉及び精鍊業

主として他に分類されない非鐵金屬及び合金の再生に從事する事業所をいう。

二次的製煉、精鍊で錫を再生している錫回収工場は、この分類に入るが、主として錫を目的とせず、化學的方法で罐から錫を除く作業を行う事業所は中分類25—化學工業に分類される。製煉、精鍊を行わず金属屑を選別あるいは回収する作業に主として從事する事業所は大分類G—商業に分類される。

○貴金属再生業（貴金属屑から地金を製造するもの）；錫再生業（屑、空罐等から錫を回収して地金を製造するもの）；鉛再生業（屑から地金を製造するもの）；

亜鉛再生業（屑から地金を製造するもの）；銅、銅合金再生業

×空罐板再生業（錫、半田の再生を目的としないもの）；金属屑集販業。

336 非鐵金屬の壓延伸線及び合金製造業

3361 銅の壓延伸線及び合金製造業

主として銅、真鍮、青銅及びその他の銅合金を圧延、伸線、押し出し等によりブレート、薄板、帶板、ロッド、線及び管等の第一次製造に從事する事業所をいう。

主として第一次銅合金を製造する事業所は、こゝに分類されるが、銅屑やドロスから銅や、その合金を再生する事業所は細分類3359に分類される。主として銅線を購入して、それから絶縁線を製造する事業所は中分類36—電氣機械器具製造業に分類される。

○銅壓延業；銅合金壓延業；銅線製造業（絶縁線以外のもの）；銅合金製造業（再生業以外のもの）；銅管製造業（銅管加工でないもの）；真鍮棒 製造業（加工業でないもの）

×銅、銅合金再生業；絶縁線製造業。

3362 アルミニウムの壓延伸線及び合金製造業

主としてアルミニウム及びその合金を圧延伸線及び押し出し等によりブレート、薄板、ロッド、線及び管等の第一次製品を製造する事業所をいう。主として第一次アルミニウム合金を製造する事業所はこゝに分類されるが、アルミ屑やドロスからアルミニウムあるいはその合金を再生する事業所は細分類3351に分類される。

○アルミニウム壓延業；アルミニウム合金壓延業；アルミ線製造業；アルミニウム管製造業；アルミ合金製造業（再生でないもの）

中分類33—第一次金属製造業

×アルミ合金再生業。

3369 他に分類されない非鐵金属の壓延伸線及び合金製造業
銅及びアルミニウム及びその合金以外の非鐵金属の壓延伸線及び合金製造に主として從事する事業所をいう。その製品は薄板、帶板、バー、ロッド、線及び管等の第一次製品である。

○貴金属壓延伸線業；貴金属合金製造業（再生業でないもの）；鉛壓延伸線業；鉛管製造業。

337 非鐵金属鑄物製造業

3371 ダイキヤストを除いた非鐵金属鑄物製造業

主として非鐵金属鑄物製造に從事する事業所をいう。

○アルミニウム、アルミ合金鑄物製造業（ダイキヤスト以外のもの）；銅、銅合金鑄物製造業（ダイキヤスト以外のもの）；非鐵金属鑄物製造業（ダイキヤスト以外のもの）。

3372 非鐵金属ダイキヤスト鑄物製造業

主として非鐵金属ダイキヤスト鑄物製造に從事する事業所をいう。

○アルミニウムダイキヤスト鑄物製造業；銅合金ダイキヤスト鑄物製造業；ダイキヤスト鑄物製造業（非鐵金属のもの）。

338 その他の非鐵金属第一次製造業

3381 非鐵金属鍛造業

主として非鐵金属の鍛造に從事する事業所をいう。

○鍛造業（非鐵金属のもの）。

3389 他に分類されない非鐵金属第一次製品製造業

主として他に分類されない鐵及び非鐵金属の焼入れ、なまし、金属粉末の製造に從事する事業所をいう。

○金属粉末製造業（粉末冶金を除く）；金属焼入業（非鐵金属のもの）；金属焼戻業（非鐵金属のもの）